

告 示

埼玉県告示第千二百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、久喜市小林栢間土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和五年十月十八日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和五年十月二十七日から令和五年十一月二十八日まで

二 縦覧場所

久喜市役所

白岡市役所

加須市役所